

目で見る WHO

「子ども達・未来へ」

Ageing and Health

— 第48号 —

2012 春 号

発行 社団法人 日本WHO協会

日本WHO協会とは

社団法人日本WHO協会は、世界保健機関(WHO)憲章の精神を普及徹底し、その目的達成に協力し、我が国及び海外諸国の人々の健康増進に寄与することを目的として設立された団体です。設立より半世紀近く、関西を拠点にグローバルな視野から国内外の人々の健康を考え、行動しており、今後も積極的に目的達成のため活動していきます。

- (1) WHO憲章精神を普及するための健康に関するセミナー等の開催及び機関誌・広報等の啓発事業
- (2) 健康に関する調査研究の受託・委託及び助成並びに研究成果に基づく提言等の研究事業
- (3) 国内外で健康に関する社会貢献活動を行う企業、団体並びに個人との連絡・調整・協力等の連携事業
- (4) WHOの事業目的達成に寄与するための募金活動及び募金収益の拠出並びに活動協力等の支援事業
- (5) 国内外の健康の向上につながる人材の育成・援助等の人材開発事業
- (6) その他本協会の目的達成に必要な事業

C O N T E N T

ごあいさつ	1
「WHO憲章」	2
沿革	3
近未来の妊婦見守りシステム開発	小林 浩…4
遠野市助産院「ねっと・ゆりかご」	菊池幸枝…8
jaih-sとの共同企画フォーラム開催報告	…11
「国際保健 フィールドマッチング」企画に参加して	…14
「ケニア国ニヤンザ州保健マネジメント強化プロジェクト視察」	
武智 彩	
パングラデシュでみた人と人とのつながり	橋場文香
ケニア国ニヤンザ州保健マネジメント強化プロジェクト見学	
塚本 裕	
jaih-sフィールドマッチング企画によるラオスでの実習	
小田垣彩花	

ごあいさつ



社団法人 日本WHO協会
理事長 関 淳一

(社)日本WHO協会は、この3月に内閣総理大臣からの認定証の交付を受けた後、登記手続きを済ませ4月1日より、新しい制度による公益社団法人として新たな出発をいたします。今後、名実ともに新しい法に基づいた日々の活動を進めていかねばならないと決意しております。

私共は、昨年12月3日に大阪に於て、日本国際保健医療学会学生部会(jaih-s)と共にフォーラムを開催いたしました。フォーラムのタイトルは、「世界の子ども達(未来)へ、僕らができること」～世界の子どもの健康を守るには～でした。フォーラムの企画・運営は全て学生に任せ、私共は会場の設営や財政面での支援など裏方に徹することにしました。フォーラムのタイトルも学生が考えたものです。当日は、九州から北海道迄、予想を上回る70数名の学生が参加し、一般参加者と合せて120の席は常に満席状態でした。

フォーラムでは先ず、アフリカの国々やラオス、インドネシア、パキスタン、ブラジル等で実際に保健・医療活動に従事された、中村安秀(大阪大学大学院 人間科学研究科)、黒岩宙司(千葉県四街道德州会病院)、溝上芳恵(特定非営利活動法人 HANDS)の3人の先生方の講義と質疑が行われました。その後、参加者全員が9つのグループに分かれて、「何故子供の健康が守れないのか?」「今日の講義を踏まえて、どうアプローチしたらよいのか?」について、各グループで議論し、その結果を代表が発表するワークショップが行われました。全体を通じて、参加した学生の人達が国際保健・医療の分野に並々ならぬ意欲をもっており、発言の内容からも高い意識をもっていることを強く感じました。

「目で見るWHO」48号は図らずも私共の協会とjaih-s共催のフォーラムの紙上で再現の様な形となりました。非常に忙しい中、フォーラムに御参加いただいた3人の先生方に心から感謝申し上げます。

また、今回は産科医療の分野で先駆的にITの活用に取り組んでおられる、小林浩教授(奈良県立医科大学)、菊池幸枝様(遠野市健康福祉部主任助産師)のお二人から御多忙の中御寄稿いただきました。いづれも、これから産科医療のあり方を示唆する興味深い内容で、御二人に厚く御礼を申し上げます。

2012年2月

「WHO憲章」

世界保健機関（WHO）憲章は、1946年7月22日にニューヨークで61か国の代表により署名され1948年4月7日より効力が発生しました。日本では、1951年6月26日に条約第1号として公布されました。その定説は、たとえば「健康とは、完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない。到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の一つである」といったように格調高いものです。しかし、現在では、表現が難しすぎるという声も少なくありませんでした。日本WHO協会では、21世紀の市民社会にふさわしい日本語訳を追及し、理事のメンバーが討議を重ね、以下のような仮訳を作成しました。

（日本WHO協会理事 中村 安秀）

THE STATES Parties to this Constitution declare, in conformity with the Charter of the United Nations, that the following principles are basic to the happiness, harmonious relations and security of all peoples:
Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.
The enjoyment of the highest attainable standard of health is one of the fundamental rights of every human being without distinction of race, religion, political belief, economic or social condition.
The health of all peoples is fundamental to the attainment of peace and security and is dependent upon the fullest co-operation of individuals and States.
The achievement of any State in the promotion and protection of health is of value to all.
Unequal development in different countries in the promotion of health and control of disease, especially communicable disease, is a common danger.
Healthy development of the child is of basic importance; the ability to live harmoniously in a changing total environment is essential to such development.
The extension to all peoples of the benefits of medical, psychological and related knowledge is essential to the fullest attainment of health.
Informed opinion and active co-operation on the part of the public are of the utmost importance in the improvement of the health of the people.
Governments have a responsibility for the health of their peoples which can be fulfilled only by the provision of adequate health and social measures.
ACCEPTING THESE PRINCIPLES, and for the purpose of co-operation among themselves and with others to promote and protect the health of all peoples, the Contracting Parties agree to the present Constitution and hereby establish the World Health Organization as a specialized agency within the terms of Article 57 of the Charter of the United Nations.

世界保健機関憲章前文（日本WHO協会仮訳）

この憲章の当事国は、国際連合憲章に従い、次の諸原則がすべての人々の幸福と平和な関係と安全保障の基礎であることを宣言します。

健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。

人種、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によって差別されることなく、最高水準の健康に恵まれることは、あらゆる人々にとっての基本的人権のひとつです。

世界中すべての人々が健康であることは、平和と安全を達成するための基礎であり、その成否は、個人と国家の全面的な協力が得られるかどうかにかかっています。

ひとつの国で健康の増進と保護を達成することができれば、その国のみならず世界全体にとって有意義なことです。

健康増進や感染症対策の進み具合が国によって異なると、すべての国に共通して危険が及ぶことになります。

子どもの健やかな成長は、基本的に大切なことです。そして、変化の激しい種々の環境に順応しながら生きていける力を身につけることが、この成長のために不可欠です。

健康を完全に達成するためには、医学、心理学や関連する学問の恩恵をすべての人々に広げることが不可欠です。

一般の市民が確かな見解をもって積極的に協力することは、人々の健康を向上させていくうえで最も重要なことです。

各国政府には自国民の健康に対する責任があり、その責任を果たすためには、充分な健康対策と社会的施策を行わなければなりません。

これらの原則を受け入れ、すべての人々の健康を増進し保護するため互いに他の国々と協力する目的で、締約国はこの憲章に同意し、国際連合憲章第57条の条項の範囲内の専門機関として、ここに世界保健機関を設立します。

(社)日本WHO協会の沿革

1948	[「WHO憲章」が発効し、国連の専門機関として世界保健機関 (WHO) が発足する。]
1965	WHO憲章の精神普及を目的とする社団法人日本WHO協会の設立が認可された(本部京都)。会報発行、WHO講演会等の事業活動を開始。
1966	世界保健デー記念大会開催事業を開始。
1970	青少年の保健衛生意識向上のため、作文コンクール事業を開始。 大阪万博を記念し、造幣局製の記念メダルを製作。
1981	老年問題に関する神戸国際シンポジウムを主催。
1985	WHO健康相談室を開設、中高年向け健康体操教室を開講。
1994	海外のWHO関連研究者への研究費助成事業を開始。
1998	京都にてWHO創設50周年シンポジウム「健やかで豊かな長寿社会を目指して」を開催。
2000	WHO健康フォーラム2000をはじめ、全国各地でもフォーラム事業を展開。
2006	事務局を京都より大阪市内へ移転。
2007	財団法人エイズ予防財団 (JFAP) のエイズ対策関連事業への助成を開始。
2008	事務局を大阪商工会議所内に移転。定期健康セミナー事業を開始。
2009	「目で見るWHO」を復刊。パンデミックとなったインフルエンザに対応し、対策セミナーを開催。
2010	WHO神戸センター所長を招き、フォーラム「WHOと日本」を開催、WHOへの人的貢献の推進を提唱

第二次世界大戦の硝煙さめやらぬ1946年7月22日、世界61カ国がニューヨークに集い、すべての人々が最高の健康水準に達するためには何をすべきかを話し合い、その原則を取り決めた憲章が採択され、1948年4月7日国連の専門機関として世界保健機関 WHO が発足しました。

当協会は、この WHO 憲章の精神に賛同した人々により、1965年に民間の WHO 支援組織として設立され、グローバルな視野から人類の健康を考え、WHO憲章精神の普及と人々の健康増進につながる諸活動を展開してまいりました。

歴代会長・理事長、副会長・副理事長（在職期間）

会 長 ・ 理 事 長	中野種一郎(1965-73) 平沢 興(1974-75) 奥田 東(1976-88) 澤田 敏男(1989-92) 西島 安則(1993-06) 忌部 実(2006-07) 宇佐美 登(2007-09) 関 淳一(2010-)	副 会 長 ・ 副 理 事 長	松下幸之助(1965-68) 野辺地慶三(1965-68) 尾村 健久(1965-68) 木村 康(1965-73) 黒川 武雄(1965-73) 武見 太郎(1965-81) 千 宗室(1965-02) 清水 三郎(1974-95) 花岡 堅而(1982-83) 羽田 春免(1984-91) 佐野 晴洋(1989-95) 河野 貞男(1989-95) 村瀬 敏郎(1992-95)	加治 有恒(1996-98) 坪井 栄孝(1996-03) 堀田 進(1996-04) 奥村 百代(1996-06) 末舛 恵一(1996-04) 中野 進(1998-06) 高月 清(2002-06) 北村 李軒(2002-04) 植松 治雄(2004-06) 下村 誠(2006-08) 市橋 誠(2007) 更家 悠介(2008-)
----------------------------	---	--------------------------------------	--	---